

# 令和7年第1回安平町議会臨時会会議録

令和7年1月14日（火曜日） 午前10時00分開会

---

- 1 招集年月日 令和7年1月14日（火曜日）
  - 2 招集の場所 安平町議会議場
  - 3 出席議員（9名）  
議席番号  
1番 工藤 秀一      2番 米川 恵美子      3番 小笠原 直治  
4番 鳥越 真由美      7番 三浦 恵美子      8番 箱崎 英輔  
10番 高山 正人      11番 梅森 敬仁      12番 多田 政拓
  - 4 欠席議員（2名）  
議席番号  
5番 田村 興文      9番 内藤 圭子
  - 5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者  
町長 及川 秀一郎      教育委員会教育長 井内 聖  
代表監査委員 小川 誠一
  - 6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者  
副町長 田中 一省      総務課長 岡 康弘  
総務課参事 池田 恵司      政策推進課長 渡邊 匡人  
政策推進課参事 山口 崇      税務住民課長 奥田 浩司  
税務住民課参事 佐々木 智紀      産業振興課長 森池 和哉  
建設課長 塩谷 慎嗣      建設課参事 伊藤 富美雄  
健康福祉課長 阿部 充幸      健康福祉課参事 小坂橋 憲仁  
水道課長 佐々木 貴之      水道課参事 谷村 英俊  
総合支所長 村上 純一
  - 7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者  
教育次長 永桶 憲義      教育委員会参事 佐々木 英生
  - 8 職務のため出席した議会事務局職員  
事務局長 木林 一雄      課長補佐 石塚 一哉
-

○ 議事日程

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第1号	安平町スポーツセンター（本館）及び早来公民館（町民センター）の指定管理について
日程第4	議案第2号	令和6年度安平町一般会計補正予算（第12号）について

- 本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

- 会議録署名議員  
議長は、本臨時会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

4番	鳥越真由美
8番	箱崎英輔

## 会 議 の 顛 末

〔開会・開議 午前10時00分〕

---

### ◎ 議長あいさつ

〔議長起立〕

○議長（多田政拓君） おはようございます。私の記憶では近年稀にみる穏やかな年明けを迎えられたと感じているところです。本日、新年早々に臨時議会のご案内をしましたところ議員各位並びに説明員の皆様方お集まりいただきましてご苦労様です。年明けは穏やかでしたがコロナ、インフルエンザの感染症がまん延しているという情報が入ってきています。体調に留意をされ審議をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会議の前にご報告します。5番田村議員と9番内藤議員から欠席の届け出がありますのでご報告します。それでは臨時会を開会します。

---

### ◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は9名です。定足数に達していますので、只今から令和7年第1回安平町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は先に配布のとおりです。

---

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、**会議録署名議員の指名**を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって

4番 鳥越 真由美 議員

8番 箱崎 英輔 議員 を指名いたします。

---

◎ 日程第2 会期の決定

- 議長（多田政拓君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします、本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

◎ 日程第3 議案第1号

- 議長（多田政拓君） 日程第3、議案第1号 安平町スポーツセンター（本館）及び早来公民館（町民センター）の指定管理者の指定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。  
○教育委員会参事（佐々木英生君） 議案第1号朗読

議案第1号

安平町スポーツセンター（本館）及び早来公民館（町民センター）の指定管理者の指定について

次の団体を安平町スポーツセンター（本館）及び早来公民館（町民センター）の指定管理者に指定したいので、議会の議決を求める。

令和7年1月14日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

安平町スポーツセンター（本館）及び早来公民館（町民センター）の指定管理者を指定するため、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定により提案するものである。

裏面をお開きください。

## 記

- 1 施設の名称 安平町スポーツセンター（本館）  
早来公民館（町民センター）
- 2 指定管理者 苫小牧市柏木町1丁目23番7号  
都市総合開発 株式会社  
代表取締役 野津手 康弘
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

次ページ、参考資料をご覧ください。本件につきましては10月23日に開催した説明会に町内1社、町外2社、計3社の参加がありましたが、町内1社が辞退し町外2社より申請をいただき11月20日プレゼンテーションを実施しております。プロポーザル審査結果につきましては、候補者が348.3点となっております。選定理由は記載のとおりでございますが、候補者においてはスポーツセンターと公民館の連携による事業展開等利用促進に向けた具体的な取り組み、サービス向上策により地域住民満足度の向上及び利用者・収入の増加に期待ができる。次点者においては企画や運営において全国各地での事例が多く安平町でどこまでできるのか、また人員確保の部分において不安を感じるとの評価内容となり上記団体を指定管理者候補者として選定したものでございます。

次に参考資料として配布させていただきました協定書をご覧ください。最後から2ページ目となります。リスク分担、物価高騰等に伴う支援にかかる基準の明確化について、先の議員協議会等でご意見をいただいております。より明確化する記述はないか内部協議させていただき、注2に通常予想の範囲を超えた物価変動を人件費、燃料費及び光熱水費の直近1年間の平均の数値が公募時の指標から1%を超える額、かつ事業年度における指定管理料の1.5%を超える額の場合と変更させていただいております。なお、この1%、1.5%という率は国土交通省が定める標準契約約款第26条、賃金又は物価の変

動に基づく請負代金額の変更に定められている基準により、その率を定めたものとなりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） この指定管理者を選んだということは、町民センター改築等含めて集客能力、合宿所も含めて利用状況が上がっていくという上に立っているだろうと思います。その意味では今リスク分担の中で言われていますが、儲けの部分があるだろうと思います。やればやるだけ利用料金が入れば指定管理者の利潤になるのが指定管理者制度ですから。それを含めて返せとは言いませんが、そこらも十分踏まえながら行っていただきたいと。むしろその方になるようにしていただきたいと思いますし、教育委員会としてはなるんだという決意を持って指定管理者を選んだということで確認をしたいと思いますが、それでよろしいですか。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 2社の比較において候補者と選定させていただいた業者においては、その利用料金収入それから利用向上策、それらにおいてもかなり期待できるものとして選定させていただいていますので、この提案内容が実現できるよう教育委員会としても指導・支援等させていただきながら指定管理者とともに小笠原議員おっしゃられるとおり、そのような方向に進んでいけるものと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第4 議案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第4、議案第2号 令和6年度安平町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 議案第2号朗読

議案第2号

令和6年度安平町一般会計補正予算（第12号）について

令和6年度安平町一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり提出する。

令和7年1月14日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

非課税世帯臨時特別給付金支給事業費の計上等により、令和6年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊、補正予算をご覧願います。

## 議案第2号

### 令和6年度安平町一般会計補正予算（第12号）

令和6年度安平町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,664千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,063,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月14日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和6年度安平町一般会計補正予算（第12号）について提案説明をいたします。今補正の主なものにつきましては、歳入では各種給付金支給事業の補正に伴う国庫補助金4067万8000円の補正など、歳出では非課税世帯臨時特別給付金支給事業費3720万7000円の補正などとなっています。

それでは歳出から説明をいたします。6ページをお開き下さい。

2款総務費1項7目財産管理費は町が管理する住宅、自治会館、街灯の修繕などにより不足が見込まれるため増額するものです。

3款民生費1項1目社会福祉総務費（1）定額減税補足給付金事業は定額減税額を算出するため住民税システムの改修にかかるもの。7ページ、（2）非課税世帯臨時特別給付金支給事業は令和6年度における個人住民税均等割非課税世帯に対し1世帯当たり3万円を支給するもので、事務費及び給付金の計上。（3）非課税の子育て世帯臨時特別給付金支給事業は住民税非課税世帯への給付加算として当該支給対象者の世帯員である18歳以下の児童1人当たり2万円を支給するもので、事務費及び給付金の計上となっております。いずれも国の補正予算による重点支援地方創生臨時交付金により実施するものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので5ページをお開きください。

16款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金は各給付金事業に交付されるもので、事業費の10分の10で計上しています。

20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、今補正の財源調整によるものです。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ4166万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億6348万3000円とするものでございます。ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。6ページをお開きください。6、7ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に移ります。5ページをお開きください。5ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入歳出の質疑を終わり、総括的な質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） こういう国からの対象者・給付金等含めて、あと役場から安平町が単費でやっている石油、灯油代を含めて、実は新年会を、花園町内会をやりまして私は浸透されていると思っていたのです。意外と自分が非課税世帯なのかわからないというところが出てきたのですね。それで、もちろんだろうなと思っていても、お宅は非課税だから行きなさいとか言えないという現状の中で、相談されたら隣の人なんか連れて行って役場に行って手続きしていくというのが実態なのです、現状では。そんな意味では私はもう一度、18歳子どもを持っている方についてはしっかりとした形で皆できると思うのですが、お年寄りの場合は何が何だか実際わかっていないという部分があるので、そこ辺りについてどのようにして知らしめていくのか、あるいはやっぱり来てもらって手続きをして書いてもらわなければならないのか、この辺りの考え方についてお願いしたいと思いますし、それは地区民生委員の仕事として連れて行って、役場に行って書いてもらうという方法がベターだと思いますが、なかなか民生委員の方も忙しい現状の中では厳しいのかなと思ひまして、そこら辺の給付の在り方について、もうちょっと工夫がないのかあるのかお聞きしたいと思います。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 給付金に関わる、福祉灯油の関係もそうなのですが、基本的な考え方についてお答えさせていただきますが、健康福祉課の方で取り組んでいる支給関係については、あくまでもご本人の申請、これをもとに課税なのか非課税なのかというシステムの検索をするという事務作業を進めさせていただいています。役場職員だからわかるだろうという考え方もあるのかもしれませんが、我々にしてみればいくら役場職員であっても個人情報に関係があったりしまするので、申請とかお問い合わせをいただいた上でそこで初めてその方々個人の課税・非課税をシステムを使って検索をするという流れを作ってやっています。それが支給する根拠にもなりますが、基本的には継続する部分についてはプッシュ型といったようなやり方、今回の給付金に関してもそうなのですが継続の支給になっていますので支給を受けられている方についてはプッシュ型でやりたいと思っておりますが、毎年の福祉灯油とか今回の新規の方については、あくまでも申請をいただいた上でそこで課税・非課税を判断させていただいた上で支給をすることになっていますので原則申請主義は、そこはなかなか難しいところではあるのですが、基本的に一回一回申請されなくても自動的に振り込まれる形が理想とは考えますが、あくまでも課税・非課税を判断する上で申請だったりお問い合わせに基づいて支給する根拠を、こちらの方でそういった考えを持ちながら進めさせていただいている考えであります。

課税・非課税なのかというところもご質問であったかと思いますが、今のところ改めて通知するという方法・手段がなかなか無いものですから、そこらについては健康福祉課の方ではそこは事務と別な部分になりますので、そこは私の方からは答弁は控えさせていただきたいと思っております。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足させていただきます。只今、個人情報等の部分では基本的なことは健康福祉課参事の方から申し上げたところですが、今まで継続してやっている非課税世帯についてはプッシュ型も検討に入れているのが一つ。

新規については、これは個人情報の考え方はありますが、まずは役場にご相談していただければそこでわかるというのが基本的な部分ですので、これはご理解をいただきたいと思っております。なぜかというとな新規であると今度課税の部分、非課税の部分、これらを今度税務住民課の方と照会をしていかなければならない作業が出ますので、まずはご本人が役場の方に相談していただければと考えています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今、小板橋参事、副町長が言ったとおりの取扱いについては理解をしているのです。しかし、歳をとってくる人は非課税なら払っているのか払っていないのかというものがほとんど理解されていないのが実態なのですね。その中で福祉協力員や民生委員がどう関わっていくのかという問題がなかなか厳しさがあるのですね。あんた払っていないでしょなんて言ったら、払っていたら大変なことになるし。そんな意味では何とかいい方法論がないのかなということがあったのです。だからむしろ、もっと地域の中でコミュニケーションがきちんとなっていけば、生まれてくれば、さあ申請に行きましょうという形になるのでね。そこはわかるのですが。何とかそういう部分ではならないのかということと、もし本人が行って書かなければならないということは変わらないですね、新規の場合は。プッシュ型はいって今副町長が言ったので、それはあくまでも行って書いていただきますということにならざるを得ないということで理解してよろしいですか。

[田中副町長挙手]

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 只今来て書くというのは基本的な部分ですが、今役場内ではDXの関係でいろいろ書かない役場といった部分でも検討段階として今入っていると。どういうことかというのは、1月の広報でも見たとおりLINEの部分、使える方に聞いてみて、そこから申請をするような形とかいろいろな方策ができるかと思います。今、小笠原議員が言いましたとおり、まずは基本的な部分ですので、単純に福祉協力員、民生委員の方に相談するか役場の方に直接相談するか、その時に来た時に書いてくださいという部分。書けなければ役場の方、今までも申請の方で書けなければ役場の方でお手伝いをしていくのは基本原則ですので、そのような取扱いの形で行っていると、あくまでも来たのだから書きなさいということはないと思います。実際にいろいろな、手が震えて書けなとかという方々も実際にいますので、そういう場合は窓口でご相談していただければと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[三浦議員挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今の話で、申請主義はもともとわかっているのですが、話を聞いていたら周知の問題ではないかなと思うのですが。例えば広報とかに書いてあっても相談していいかどうかわからないとか、何のことかさっぱりわからないって、言葉が難しいとお年寄りがおっしゃるので、老人クラブに例えば行ってこういう給付金が始まったので、わからない方は一度ご相談くださいとか、そういうちょっと違った取り組みが必要ではないかと思ったのですが、そこら辺は検討の余地があるのか伺います。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 只今、老人クラブとかの会の中で説明をしたらいいのではないかとご提案いただいたかと思うのですが、そちらに関してはこちらの方もそういったことも含めて広報だけではわからないという今お話もありましたので、なるべくそういった場に出向けるように体制を作って幅広く周知活動ができるように努めてまいりたいと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑を終わり、次に討論に入ります。  
本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本臨時会に付託されました審議案件は終了しました。議会の議事運営に協力を賜り厚く御礼を申し上げます。それでは令和7年第1回安平町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前10時25分

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_